

(1) 客観的な数値の活用

労働者の健康状態などを客観的に把握できるデータを活用して分析を行うことで、事業場における健康課題を把握し、労働者の生活習慣や運動習慣などの改善目標を明確化できます。課題の把握や目標の設定を行う際には、労働者の健康状態などを客観的に把握できる数値を活用しましょう。

事業場で利用可能なデータの例は、以下のページを参照してください。



3. (2)PDCA③ 課題の把握(12 ページ)

(2) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」との関係

T H P 指針で行うメンタルヘルスケアは、積極的な健康づくりを目指す人を対象にしたものです。その内容は、ストレスに対する気付きへの援助、リラクゼーションの指導などとなります。

その実施にあたっては、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成 18 年 3 月 31 日健康保持増進のための指針公示第 3 号）の内容を踏まえて、集団や労働者の状況に応じて適切に行いましょう。

また、T H P 指針の取組としてはメンタルヘルスケアとともに、運動指導、保健指導、ポピュレーションアプローチに基づく取組など、その他の取組も併せて実施する必要があります。

(3) 個人情報の保護への配慮

健康保持増進対策を進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護に配慮することが極めて重要です。

健康情報を含む労働者の個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 30 年 9 月 7 日労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号）などの関連する指針などが定められています。事業者は、これらの法令などを遵守することが必要です。

個人情報を事業の用に供する個人情報取扱事業者^{*1}については、個人情報の利用目的の公表や通知、目的外の取扱いの制限、安全管理措置、第三者提供の制限などが義務付けられています。また、個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う場合は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであることに十分留意し、その適正な取扱いの確保に努めなければいけません。

また、健康測定など健康保持増進の取組において、その実施の事務に従事した人が、労働者から取得した健康情報を利用するに当たっては、当該労働者の健康保持増進のために必要な範囲を超えて利用してはならないことに留意が必要です。また、事業者を含む第三者が、労働者本人の同意を得て健康情報を取得した場合であっても同様です。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、医療保険者から定期健康診断に関する記録の写し^{※2}の提供の求めがあった場合に、事業者は当該記録の写しを医療保険者に提供しなければならないこととされていることに留意が必要であり、当該規定に基づく提供は個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、第三者提供に係る本人同意は不要です。

健康情報などの取り扱いについては、「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000497426.pdf>）が公表されていますので参考にしてください。

※1 個人情報保護法上の義務を負う「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベースなどを事業の用に供している者を指します

※2 実施年度中に 40～74 歳となる労働者（実施年度中に 75 歳になる 75 歳未満の労働者も含む。）の定期健康診断等の結果を指します。

（４）記録の保存

事業者は、健康保持増進措置の実施の事務に従事した人の中から担当者を指名し、その担当者に健康測定の結果、運動指導の内容など健康保持増進措置に関する記録を保存させることが必要です。